

総合取引約款

条文		改定後	改定前
第6条（解約または買取りの取扱い）	第4項	<p>4. 次の各号の一にでも該当したときには、当社は通知することなくこの取引を停止し、また、通知のうえ投資信託口座を解約することができます。なお、通知により解約するときには、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されます。</p> <p>①この取引の名義人が存在しないことが明らかになったときまたは取引名義人の意思によらずに取引開始されたことが明らかになったとき。</p> <p>②この取引の名義人が第11条に違反したとき。</p> <p>③この取引がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき。</p> <p>④第1号から第3号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認の要請に応じないとき。</p> <p>⑤第12条第1項から第3項までのいずれかの定めにもとづく取引等の制限が1年以上にわたり解消されないとき。</p> <p>⑥前各号のほか、この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき。</p>	(追加)
	第5項	<p>5. 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると当社が判断し、お客さま(取引にかかる代理人および保証人を含みます、以下同じ)との取引を継続することが不適切であると当社が判断するときは、当社はお客さまに通知することなく取引を停止し、またはお客さまに通知することにより契約等を解約することができます。</p> <p>①お客さまが、取引のお申込時に確認した「反社会的勢力ではないこと」の表明・確約に関する同意事項に該当していたことが判明したとき。</p> <p>②お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明したとき。</p> <p>A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業 E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F その他前AからEに準ずる者</p> <p>③お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をしたとき。</p> <p>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 E その他前AからDに準ずる行為</p>	(追加)
第10条（届出事項の変更）	第4項	<p>4. 第1項による届出があったときは所定の手続きを完了したものでなければ一部取引が制限されることがあります。</p>	(追加)

第12条 (取引の制限等)	第1項、第2項、第3項、第4項	<p>1. 当社は、お客さまの情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。お客さまから正当な理由なく指定した期限までに回答、届出いただけないときには、募集・買付け・解約もしくは買取り等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。</p> <p>2. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、またはお客さまの説明内容やその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令への抵触のおそれがあると判断したときには、募集・買付け・解約もしくは買取り等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。</p> <p>3. 当社がお客さまの届出の氏名・名称、住所に通知または送付書類を発送し、到達しなかったときは、募集・買付け・解約もしくは買取り等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。</p> <p>4. 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、お客さまからの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認めるときは、当社は当該取引の制限を解除します。</p>	(追加)
第13条 (累積投資)		第13条 (累積投資)	第12条 (累積投資)
第14条 (約款の変更)		第14条 (約款の変更)	第13条 (約款の変更)
第15条 (合意管轄)		第15条 (合意管轄)	第14条 (合意管轄)